

暴風警報発令時の診療について

1 内科・小児科

休日診療所

- (1) 診療開始時間前に暴風警報が発表された場合（西三河南部又は碧南市）

午前8時前に暴風警報が解除された場合、通常どおり（9時～12時、13時30分～17時）診療します。

午前8時の時点で暴風警報が解除されていない場合、午前の診療（9時～12時）は休診します。

正午の時点で暴風警報が解除されていない場合、終日休診します。

正午の時点で暴風警報が解除された場合、午後（13時30分～17時）は診療します。

- (2) 診療時間中に暴風警報が発表された場合（西三河南部又は碧南市）

暴風警報発表後、原則休診としますが、天候等の状況により診療を続ける場合がありますので休日診療所（電話0566-48-4141）にお問い合わせください。

2 休日歯科

休日歯科診療所

- (1) 診療開始時間前に暴風警報が発表された場合（西三河南部又は碧南市）

午前8時前に暴風警報が解除された場合、通常どおり（9時～12時）診療します。

午前8時の時点で暴風警報が解除されていない場合、診療（9時～12時）は休診します。

- (2) 診療時間中に暴風警報が発表された場合（西三河南部又は碧南市）

暴風警報発表後、直ちに休診します。その後、警報が解除された場合も休診です。

3 外科・その他

各診療機関にお問い合わせください。